

＝ 簡易専用水道のしおり ＝

受水槽・高置水槽の 適正な管理を

～～ あなたの飲み水は安全ですか ～～

ビルやマンションなどの多くは、水道の水を水槽（受水槽、高置水槽等）を通じて給水しています。このような施設では、管理が十分でないと、大腸菌の検出、赤い水の発生、水の味やにおいの異常などが起きたりします。

毎日使う大切な水のために、施設の適正な管理に努めましょう。

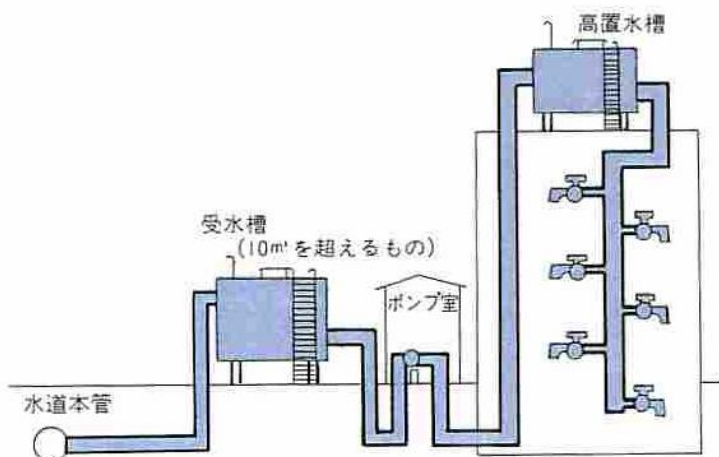
石川県生活環境部

(R1.8)

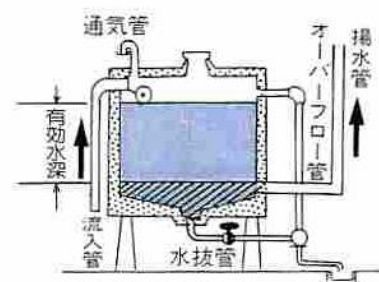
簡易専用水道とは

市町の水道事業体から供給される水のみを水源とする飲料水の供給施設で、水の供給を受けるために設けられた水槽（受水槽等）の有効容量が10立方メートルを超えるものをいいます。

ただし、自家井戸水等が受水槽や高置水槽で混合されている場合は該当しません。



（簡易専用水道とは、水色の部分をいいます。）



水槽の1例

（有効容量は、水色の部分のみです。）

届 出 を

簡易専用水道の設置者は、市または保健所に届け出てください。

簡易専用水道設置者の義務

設置者の義務には、次の3点があります。

なお、水質検査については、安全であることを確認するため、下記にかかわらず水質検査（検査項目については「水質検査項目一覧」参照）を年1回以上行なうことをおすすめします。

第1. 衛生的管理

安全な水を供給するために、次のとおりの管理が義務づけられています。

- 1 水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期的に行うこと。
- 2 水槽その他の施設を点検して、有害物や汚水による汚染防止措置を講じること。
- 3 残留塩素が検出されていること。
- 4 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等に異常があるとき、又は水槽内の水が汚染された疑いがあるときには、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
- 5 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者（利用者、市又は保健所）に周知・通報すること。

第2. 定期検査（現場検査又は提出書類検査）

簡易専用水道の設置者は、厚生労働大臣の登録を受けた機関に依頼して、定期（1年以内ごとに1回）に現場検査を受けなければなりません。

ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（略称「建築物衛生法」）の適用を受けている簡易専用水道にあっては、所定の提出書類による検査に替えることもできます。

第3. 帳簿記録等の整備保存

簡易専用水道の設置者は、次の書類等を整備し、保存しなければなりません。

- 1 簡易専用水道の設備の配置・系統及び周囲の状況を明らかにした図面（永久保存）
- 2 水槽の清掃、その他管理の記録（5年間保存）
- 3 定期検査に関する帳簿書類（5年間保存）

定期検査の内容及び登録検査機関

1年以内ごとに1回受ける定期検査の内容

受検対象	定期検査の種類	検査内容
全ての簡易専用水道	現場検査	1. 施設の外観検査 2. 給水栓における水質検査 3. 書類検査
上記のうち 建築物衛生法の適用を受けている 簡易専用水道	提出書類検査	ビル管理技術者が実施している 上欄の管理状況を所定の書類に 記入し、検査を受ける

※定期検査を受けなかった場合、罰則を受けることがあります（水道法第54条第8号）。

水道法第34条の2第2項に定める厚生労働大臣登録検査機関
(石川県を水質検査を行う区域としている機関)

(令和元年7月24日現在)

登録 番号	登録検査機関名称 住所 (連絡先 TEL)	石川県内の営業所		
		営業所の所在地	TEL	FAX
23	一般財団法人北陸公衆衛生研究所 福井県福井市光陽四丁目4番6号 (連絡先 TEL 0776-22-0699)			
39	一般財団法人石川県予防医学協会 石川県金沢市神野町東115番地 (連絡先 TEL 076-249-7222(代))	金沢市神野町東115番地	076-269-2344	076-269-3663
54	公益社団法人富山県薬剤師会 富山県富山市千歳町一丁目4番1号 (連絡先 TEL 076-432-2577(代))			
108	一般財団法人北陸保健衛生研究所 石川県金沢市太陽が丘三丁目1番2 (連絡先 TEL 076-224-2122(代))	金沢市太陽が丘三丁目1番2	076-224-2122	076-224-2132
112	株式会社江東微生物研究所 東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号 (連絡先 TEL 03-3672-1251(代))			
140	福井県環境保全協業組合 福井県福井市角折町第8号3番地 (連絡先 TEL 0776-35-4001)			
146	環境未来株式会社 長野県松本市大字和田4010番地5 (連絡先 TEL 0263-88-3911)	金沢市藤江南一丁目7-1	076-255-3956	076-255-3957
148	株式会社総合保健センター 岐阜県可児市川合136番地8 (連絡先 TEL 0574-63-7703)	金沢市神野3丁目11番地1 アンビシャス	076-259-0838	076-259-0699
154	株式会社金沢環境サービス公社 石川県金沢市御影町23番10号 (連絡先 TEL 076-241-3161)	金沢市御影町23番10号	076-241-3161	076-242-9881

※ 各登録検査機関の連絡先や石川県内の営業所の情報等については、各社ホームページで確認できたものを記載しています。検査に係る詳細については、各登録検査機関に直接ご確認ください。

※ 登録検査機関は、随時追加・変更されます。最新の情報は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

水質検査項目一覧

	項目名	水道水質基準		項目名	水道水質基準
1	一般細菌	100 /mL 以下	8	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下
2	大腸菌	検出されないこと	9	pH値	5.8以上8.6以下
3	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	10	味	異常でないこと
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	11	臭気	異常でないこと
5	鉄	0.3 mg/L 以下	12	色度	5 度以下
6	塩化物イオン	200 mg/L 以下	13	濁度	2 度以下
7	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下			

簡易専用水道についてのお問い合わせ・ご相談は・・・

お問い合わせ・ご相談は環境政策課又は県保健福祉センターへお願いします。

簡易専用水道の設置場所	問い合わせ、ご相談先	
	名称・所在地	電話番号
-	環境政策課水環境グループ 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1491
川北町	南加賀保健福祉センター 生活環境課 〒923-8648 小松市園町又48番地	0761-22-0793
津幡町、内灘町	石川中央保健福祉センター 生活環境課 〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642
志賀町、宝達志水町、中能登町	能登中部保健福祉センター 生活環境課 〒926-0021 七尾市本府中町ソ部27番地9	0767-53-2482
穴水町、能登町	能登北部保健福祉センター 生活環境課 〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2011

簡易専用水道の設置場所が市である場合、直接各市へご相談、お問い合わせください。

簡易専用水道の設置場所	問い合わせ、ご相談先	
	名称	電話番号
金沢市	金沢市保健所衛生指導課	076-234-5114
七尾市	七尾市上下水道部上下水道課	0767-53-8432
小松市	小松市上下水道局上下水道管理課	0761-24-8112
輪島市	輪島市上下水道局	0768-22-2220
珠洲市	珠洲市生活環境課	0768-82-7785
加賀市	加賀市上下水道部水道課	0761-72-7950
羽咋市	羽咋市地域整備課	0767-22-7133
かほく市	かほく市産業建設部上下水道課	076-283-7106
白山市	白山市上下水道部水道課	076-274-9563
能美市	能美市産業建設部上下水道建設課	0761-58-2261
野々市市	野々市市土木部上下水道課	076-227-6106

